

恵庭市防災無線に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月28日

恵庭市長 原 田

裕



恵庭市規則第10号

恵庭市防災無線に関する規則の一部を改正する規則

恵庭市防災無線に関する規則（平成元年規則第5号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案																						
第1条～第3条（略） (施設) 第4条 防災広報無線の業務を行うための施設は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">施設名</th><th>場所</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">送信施設</td><td>本局</td><td>恵庭市役所</td></tr><tr><td>支局</td><td>恵庭市消防本部</td></tr><tr><td colspan="2">屋外放送塔</td><td>市長が必要と認めた場所</td></tr></tbody></table> 2（略） 第5条・第6条（略） (戸別受信) 第7条（略） 2・3（略）	施設名		場所	送信施設	本局	恵庭市役所	支局	恵庭市消防本部	屋外放送塔		市長が必要と認めた場所	第1条～第3条（略） (施設) 第4条 防災広報無線の業務を行うための施設は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">施設名</th><th>場所</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">送信施設</td><td>本局</td><td>恵庭市役所</td></tr><tr><td>支局</td><td>恵庭市消防本部 道央農業協同組合 恵庭・北広島営農センター</td></tr><tr><td colspan="2">屋外放送塔</td><td>市長が必要と認めた場所</td></tr></tbody></table> 2（略） 第5条・第6条（略） (戸別受信) 第7条（略） 2・3（略） 4 <u>市長は、屋外放送塔による伝達が可能である地域に居住する者の内、社会福祉施設管理者、防災協定先、町内会長など災害関係者と認められる者から、戸別受信機を設置したい旨の申し出があるときは、これを許可し、戸別受信機を</u>	施設名		場所	送信施設	本局	恵庭市役所	支局	恵庭市消防本部 道央農業協同組合 恵庭・北広島営農センター	屋外放送塔		市長が必要と認めた場所
施設名		場所																					
送信施設	本局	恵庭市役所																					
	支局	恵庭市消防本部																					
屋外放送塔		市長が必要と認めた場所																					
施設名		場所																					
送信施設	本局	恵庭市役所																					
	支局	恵庭市消防本部 道央農業協同組合 恵庭・北広島営農センター																					
屋外放送塔		市長が必要と認めた場所																					

現行	改正案
<p>4 <u>第1項及び第2項</u>の規定により戸別受信機又は文字表示装置の貸与を受けていた者が、市外へ転出する等受信をする必要がなくなったときは、当該戸別受信機又は文字表示装置を速やかに市長へ返却するものとする。</p> <p>第8条・第9条 (略)</p>	<p><u>貸与することができる。この場合において戸別受信機及びその設置費用は、恵庭市の負担とする。</u></p> <p>5 市長は、<u>屋外放送塔による伝達が可能である地域に居住する者のうち、農業に従事し、かつ、道央農協協同組合から緊急の連絡を受ける立場にある者から、戸別受信機を設置したい旨の申し出があるときは、これを許可し、戸別受信機を貸与することができる。この場合において戸別受信機及びその設置費用は、恵庭市の負担とする。</u></p> <p>6 <u>第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により戸別受信機又は文字表示装置の貸与を受けていた者が、市外へ転出する等受信をする必要がなくなったときは、当該戸別受信機又は文字表示装置を速やかに市長へ返却するものとする。</u></p> <p>第8条・第9条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。